

社会福祉法人ふたば福祉会役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふたば福祉会の役員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長及び業務執行理事の報酬は、次のとおりとする。

理事長	年額 600,000円
業務執行理事	年額 1,200,000円

2 理事長及び業務執行理事が年の中途において就任したときは、その就任の属する月から、任期満了、辞職等の場合はその月までの月数を基礎として月割計算により報酬を支給する。

(支給期日)

第3条 報酬の支払期日は、毎月21日とし休日の日はその前日とする。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から適用する。